

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                   |
|-------|--|
| 4     | 国民健康保険の資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田尻町は、国民健康保険の資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

田尻町長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 国民健康保険の資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務  |
| ②事務の概要   | <p>国民健康保険法による資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務であって主務省令第24条で定めるもの</p> <p>①被保険者の申請・審査・応答等に関すること<br/>           ②保険証・認定証等に関すること<br/>           ③保険給付の支給に関すること<br/>           ④一部負担金に係る措置に関すること<br/>           ⑤一時差し止めに関すること<br/>           ⑥保険料の賦課・徴収に関すること<br/>           ⑦オンライン資格確認等システム稼働に関すること</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul> |
| ③システムの名称   | <p>国保オンラインシステム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。))、医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、本町に設置される国保総合PCで構成される。</p>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |   |
| (1)国保賦課ファイル(2)国保資格ファイル(資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、国民健康保険被保険者台帳等)(3)国保給付ファイル(4)国保収納ファイル、(収納管理システム、滞納管理システム、国民健康保険滞納者台帳等) |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び2項</li> </ul>  |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
|--------------------------|---|
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | ・情報提供 番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項<br>・情報照会 番号法第19条第8号 別表第二 第42、43、44、45、121 の項<br><オンライン資格確認の準備業務><br>・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 住民部住民課  |
| ②所属長の役職名                 | 住民課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 住民部住民課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 住民部住民課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年12月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年12月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                            | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-------------|-------------------------------|---|---|------|---|
| 平成27年4月1日   | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長        | 住民課長 今井 康博  | 住民課長 澤谷和広   | 事後   |   |
| 平成28年12月27日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国保オンラインシステム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア   | 国保オンラインシステム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)<br>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、本町に設置される国保総合PCで                        | 事前   | 平成30年4月からの国保都道府県化に向け、平成29年度中に国保連合会と本町で接続テスト等を行う必要があるため。 |
| 平成29年12月25日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長        | 住民課長 澤谷 和広  | 住民課長 伊賀 竜太  | 事後   |   |
| 令和1年6月18日   | 基礎項目評価書様式変更                   |   |   | 事後   |   |
| 令和2年12月28日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②         | 国保オンラインシステム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)<br>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、本町に設置される国保総合PCで構成される | 国民健康保険システム、庁内連携システム、国保オンラインシステム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、医療機関向け中間サーバー等<br>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と 本町に設置される国保総合PCで | 事後   |   |
| 令和2年12月28日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③         | 国民健康保険法による資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務であって主務省令第24条で定めるもの①被保険者の申請・審査・応答等に関すること②保険証・認定証等に関すること③保険給付の支給に関すること④一部負担金に係る措置に関すること⑤一時差し止めに関すること⑥保険料の賦課・徴収に関すること                   | 国民健康保険法による資格管理・給付、保険料の賦課・徴収に関する事務であって主務省令第24条で定めるもの①～⑥(内容省略)<br>⑦オンライン資格確認等システム稼働に関すること(内容省略)   | 事後   |   |
| 令和2年12月28日  | 2. 特定個人情報ファイル名                | 国民健康保険被保険者台帳、国民健康保険滞納者台帳、収納管理システム、滞納管理システム  | (1)国保賦課ファイル(2)国保資格ファイル(資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、国民健康保険被保険者台帳等)(3)国保給付ファイル(4)国保収納滞納ファイル、(収納管理システム、滞納管理システム、国民健康保険滞納者台帳等)  | 事後   |   |

| 変更日        | 項目                      | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|------------|-------------------------|--|--|------|---|
| 令和2年12月18日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠       | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び2項</li> </ul>  | 事後   |   |
| 令和2年12月28日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供 番号法第19条7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 の項</li> <li>情報照会 番号法第19条7号 別表第二 第42、43、44、45 の項</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供 番号法第19条7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項</li> <li>情報照会 番号法第19条7号 別表第二 第42、43、44、45 の項</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> | 事後   |   |
| 令和3年12月1日  | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供 番号法第19条7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項</li> <li>情報照会 番号法第19条7号 別表第二 第42、43、44、45 の項</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供 番号法第19条8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項</li> <li>情報照会 番号法第19条8号 別表第二 第42、43、44、45 の項</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> | 事後   | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布にともなう変更」 |
| 令和4年4月1日   | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長  | 住民課長 伊賀 竜太   | 住民課長 中井 宏光   | 事後   |   |
| 令和6年1月1日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②   | (右記を追加)  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。   | 事後   | 副本の登録業務を、評価書に明記した。                                  |

| 変更日      | 項目                       | 変更前の記載                               | 変更後の記載                                   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|----------|--------------------------|--------------------------------------|--|------|---|
| 令和6年1月1日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携② | ・情報照会 番号法第19条8号 別表第二 第42、43、44、45 の項 | ・情報照会 番号法第19条8号 別表第二 第42、43、44、45、121 の項 | 事後   | 公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。 |
|          |                          |                                      |  |      |   |
|          |                          |                                      |  |      |   |
|          |                          |                                      |  |      |   |